

鹿児島県工業試験場跡地利活用検討事業支援業務委託 仕様書（案）

1 業務概要

(1) 業務名

鹿児島県工業試験場跡地利活用検討事業支援業務委託

(2) 業務目的

鹿児島県では、鹿児島中央駅西口地区の鹿児島県工業試験場跡地（以下、「工試跡地」という。）の具体的な利活用の方向性について、経済団体、交通事業者、学識経験者、その他関係機関などにより構成する検討委員会を設置し、周辺の土地所有者4者からなる連絡会で合意した「まちづくりの基本的な考え方」（別紙1）を尊重しつつ、県民の皆様など様々な御意見も伺いながら丁寧に検討を進めていくこととしている。

鹿児島県工業試験場跡地利活用検討事業支援業務委託（以下、「本業務」という。）は、上記の検討委員会での協議や県民からの意見聴取、民間事業者等へのサウンディング調査を実施しながら、工試跡地の具体的な利活用の検討の支援を行う業務である。

(3) 工試跡地の概要

- ① 場所：鹿児島市武一丁目7番1（別紙2「鹿児島県工業試験場跡地 位置図・平面図」参照）
- ② 面積：約9,600㎡

(4) 履行期限

令和7年3月25日（火）まで

2 業務内容

(1) 検討委員会の運営支援等

① 運営支援

令和6年度中に4回程度（R6.5月，同7月，同10月，R7.3月頃を想定）開催を予定する検討委員会のうち，2回目（R6.7月）以降の開催通知の作成・送付，討議資料作成，会場設営，議事録作成，討議結果の整理など検討委員会の運営支援。

なお，委員報酬や旅費，会場使用料の支払いは，県が直接行うため，本業務には含まない。

② 資料作成

工試跡地の利活用の検討を行うに当たり，必要な情報収集及び資料作成を行う。想定している資料の例は以下のとおり。

- ・ 工試跡地の利活用を検討するに当たり考慮すべき諸条件（現況，土地利用規制の状況，各種法令に基づき必要となる事前調査（土壌汚染調査，埋蔵文化財調査等），その他考慮すべき行政計画等）を整理した資料
- ・ 公有地活用の類似事例など，工試跡地の利活用を検討するに当たり，参考となる資料

など

(2) 県民からの意見聴取

工試跡地の利活用に関する県民の意見を幅広く聴取・分析し、検討委員会の討議資料として取りまとめる。

また、工試跡地の利活用により生活環境に影響を受ける可能性がある地域住民の利活用策に関する意見を聴取し、検討委員会の討議資料として取りまとめる。

想定時期	聴取する意見の内容
R 6. 8月～9月 第3回検討委員会前	工試跡地に導入が望まれる機能に関する意見
R 7. 2月 第4回検討委員会前	民間事業者等からの工試跡地の利活用策の提案内容に対する意見

(3) 民間事業者等へのサウンディング調査

工試跡地の利活用に民間活力を導入する場合に、想定される施設や当該施設の整備による地域貢献の内容、事業手法、事業化に向けた課題、参加意欲など工試跡地の利活用検討に資するアイデアを把握し、検討委員会の討議資料等として取りまとめる。

想定時期	サウンディング調査の内容
R 6. 8月～9月 第3回検討委員会前	「まちづくりの基本的な考え方」(別紙1)を踏まえた利活用のアイデアを募集
R 6. 10月～12月	上記応募者の中から、詳細な聞き取りが必要な民間事業者等との対話を実施。 なお、本調査に会議室を使用する場合は、県庁内会議室の利用を可とする。

(4) 業務遂行に係る助言

上記(1)～(3)を行うに当たって、専門的知見からの履行期間を通じた助言を行う。

3 業務要件

上記2の業務内容を効率的かつ的確に実施するため、業務実施方針や業務実施体制、業務実施手順、スケジュール等を記載した業務計画書を契約締結後速やかに提出すること。

なお、業務計画書に変更等が生じた場合は、その都度、委託者の承認を得ること。

4 成果品

受託者は、業務内容を取りまとめた報告書を履行期限までに委託者へ提出しなければならない。

なお、本業務に係る成果品に関する著作権、著作権及び所有権は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の承諾を受けずに他に貸与、使用してはならない。

- ・ 報告書 (A 4判縦: 1部)
- ・ DVD-R (PDFデータ: 1枚)

(報告書内に記載された図表等の元データについても、可能な限り提供すること。)

5 業務の報告等

受託者は、本業務が終了したときは、遅滞なく、委託業務終了届（別記第1号様式）を提出すること。また、受託者は契約書の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、業務委託料の支払いを精算払請求書（別記第2号様式）により請求するものとする。